

G-6.

**グリーンプラ製品の“バイオマス由来”
表示方法について**

2004年9月

日本バイオプラスチック協会

まえがき

グリーンプラ製品のバイオマス由来度を定量的に表示することにより、一般消費者が容易に識別できるようにする。

1. バイオマス由来度表示基準

(1) グリーンプラ識別表示制度認定製品に於いて、バイオマス由来資材の総量（重量比）をグリーンプラ・マークの下部に「バイオマス由来**%」と明記することが出来る。

(2) バイオマスの定義：

生物系資源。 生物由来の再生可能な資源であり、化石資源を除いたもの。

例示：木質系（木材・バーク等）、農産物系（穀物類や藁・殻等の廃材等）、水産物系（藻類等）、畜産系（敷料残さ・糞尿等）、生活廃棄物（生ゴミ・植栽廃材等）等。

貝殻もバイオマスとして取り扱うものとする。

(3) バイオマス由来資材の総量については、グリーンプラ識別表示制度に則ったマーク使用申請時にその根拠を説明し得る資料を添付して承認取得を必要とする（既存認定製品については修正申請案件として扱う）。

(4) 総量値は5%刻みで切り捨て表示とする。